保　管　依　頼　書

年　　月　　日

常総市長　殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、常総市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、常総市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（　　）号

整理番号

住所

氏名　　印

電話番号

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。